

訪問介護あかり 訪問介護・第1号訪問事業 重要事項説明書

当事務所はご契約者に対して 訪問介護及び第1号訪問事業サービスを提供します。事務所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを以下に説明します。

1 事業者

- (1) 法人名 株式会社灯の台地
- (2) 法人所在地 栃木県宇都宮市駒生町1219番地1
- (3) 電話番号 028-902-1121
- (4) 代表者氏名 代表取締役 阿部久男
- (5) 設立年月日 平成26年4月2日

2 事業所の概要

(1) 事業所の種類 訪問介護及び第1号訪問事業所
(2) 目的 株式会社灯の台地が開設する指定訪問介護事業所・第1号訪問介護事業所「訪問介護あかり」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業及び第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下、訪問介護員等）という。）が、要介護状態（第1号訪問事業にあつては総合事業の対象者）にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び第1号訪問事業を提供することを目的としています。

- (3) 事業所名 訪問介護あかり
- (4) 事業所所在地 栃木県宇都宮市駒生町1224番地
- (5) 電話番号 028-902-1124
- (6) 当事業所の運営方針

訪問介護の事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助をいたします。

第1号訪問事業は、利用者が可能なかぎりその居宅において、要支援状態の維持・改善を図り、要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図ります。

- (7) 開設年月日 平成26年6月1日

3 事業実施区域及び営業時間

- (1) 通常の実施区域 宇都宮市 鹿沼市(要介護) 日光市(要介護)
- (2) 営業日及び営業時間
営業日 月曜日から日曜日（年中無休）
受付時間 午前8時30分から午後5時30分
営業時間 24時間

4 職員の体制

訪問介護及び第1号訪問事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。（職員の配置については指定基準を遵守）

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) サービス提供責任者 1名
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、指定(第1号訪問介護)訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも(第1号訪問介護)訪問介護の提供にあたります。
- (3) 訪問介護員 1名
訪問介護員等は、指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供にあたります。

5 当事業所が提供するサービスと料金

- (1) 当事業所は次のサービスを提供します。

サービス区分と種類		サービスの内容
訪問介護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
特段の専門的配慮をもって行う調理		医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等）の調理を行います。
更衣介助		上着、下着の更衣の介助を行います。
身体整容		日常的な行為としての身体整容を行います。
体位変換		床ずれ予防のための、体位変換を行います。
移動・移乗介助		室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
服薬介助		配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
起床・就寝介助		ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
自立生活支援のための見守りの援助		<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含みます。）を行います。 ○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含みます。）を行います。 ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）を行います。 ○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る） ○ 車イスでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○ 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
生活	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
掃除		利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
洗濯		利用者の衣類等の洗濯を行います。

※訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(2) サービス利用料金

- ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 24.5%（1か月につき 所定単位数×24.5%）

地域区分 6級地（1ヶ月につき 所定単位数×10.42円）

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（1ヶ月につき 所定単位数×20%）

初回加算

200単位

訪問介護

1 身体介護

- ① 20分未満 昼間 163単位
- ② 20分以上30分未満 昼間 244単位
- ③ 30分以上1時間未満 昼間 387単位
- ④ 1時間以上 昼間 567単位 (30分増すごとに+82単位)

2 身体介護に引き続き生活援助を行った場合

- ① 20分以上45分未満 昼間 65単位

3 生活援助

- ① 20分以上45分未満 昼間 179単位
- ② 45分以上 昼間 220単位

第1号訪問介護

- 1 要支援1 1ヶ月(週1回程度) 1176単位
- 2 要支援2 1ヶ月(週2回程度) 2349単位
- 3 要支援2のみ 1ヶ月(週3回以上) 3727単位

◇集合住宅においては10%減算

◇夜間(午後6~10時)、早朝(午前6時~8時)の場合25%加算

◇深夜(午後10時~午前6時)の場合50%加算

(3) サービス料金の特記

1 提供時間数は実際のサービス提供時間ではなく居宅サービス計画及び訪問介護及び第1号訪問事業計画に定められた時間数によります。計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合には、利用者様の同意を得て、居宅サービス計画の変更支援とともに(介護予防)訪問介護計画の見直しを行います。

2 利用者様の心身の状況により、ご利用者様に同意のもと訪問介護員2名によるサービス提供を行った時は、上記金額は2倍になります。

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替でサービス提供を行います。

(2) 訪問介護員の交替

事業者の都合、またはご契約者からの申し出により、訪問介護員を交替することがあります。ただし、ご契約者から訪問介護員の指名はできません。

(3) 利用の中止、変更、追加等

利用予定日の前に、ご契約者の都合により訪問介護及び第1号訪問事業サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用をすることができます。この場合は、サービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

利用日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止を申し出された場合は、取消料金(自己負担相当額)が発生することがあります。ただし、ご契約者の体調不良等、正当な事由のある場合はこの限りではありません。

7 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者へ病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏名 住所 電話番号① 勤務先	続柄 ②
【主治医】	医療機関名 氏名 電話番号	

8 事故発生時の対応方法

事業者又は訪問介護員が訪問介護及び第1号訪問事業サービスを提供する上で事故が発生した場合は、速やかに市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事業所に連絡するとともに、利用客の主治医または医療機関への連絡を行い、医師の指示にしたがいます。事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

9 損害賠償

事業者は訪問介護及び第1号訪問事業サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者生命・身体・財産に損害を与えた場合には、利用者に対してその損害を賠償します。

但し、以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

①契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が生じた場合。

②契約者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が生じた場合。

③契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が生じた場合。

④契約者が事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が生じた場合。

10 看取り期における対応について

医師や看護師と連携し、必要に応じて24時間サービスを提供します。

11 苦情の受付

当事業所における苦情は、以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	相談担当責任者	尾竹ゆかり
受付時間	月曜日から日曜日	24時間
電話番号	028-902-1124	

行政機関の苦情受付機関

栃木県国民健康保険団体連合会
宇都宮市本町3番地9 栃木県本町合同庁舎6階
受付時間 月曜日から金曜日まで9時00分～17時
電話番号 028-643-2220

宇都宮市高齢福祉課
宇都宮市旭1丁目1番地5号
受付時間 月曜日から金曜日まで8時30分～19時
電話番号 028-632-8989

鹿沼市介護保険課
鹿沼市今宮町1688番地1
受付時間 月曜日から金曜日まで8時30分～17時15分
電話番号 0289-63-2283

日光市介護保険課
栃木県日光市今市本町1番地
受付時間 月曜日から金曜日まで8時30分～17時15分
電話番号 0288-21-5124

12 提供するサービスに対する第三者評価の実施は、無しです。

令和 年 月 日

訪問介護及び第1号訪問事業サービスの提供について、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

訪問介護あかり
説明者職名

サービス提供責任者

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者

住所
氏名

印

利用者代筆者（代理人）
住所
氏名
利用者との続柄

印